

※ 労働者協同組合とは・・・

基本原理

労働者協同組合とは、労働者協同組合法に基づいて設立された法人で、組合員が**出資**し、それぞれの**意見を反映**して組合の事業が行われ、組合員自らが**事業に従事**することを基本原理とする組織です。



出資



意見反映



事業従事

事業内容

持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする事業であれば、行うことが可能です。（労働者派遣事業を除く）

<事業分野の例>

- ・子育て関連（学童保育・児童館運営等）
- ・介護・福祉（高齢者介護・障がい者支援等）
- ・地域づくり（清掃・建物管理業務、食品販売・配送等）

その他の法人形態との比較

項目	労働者協同組合	企業組合	NPO法人
根拠法	労働者協同組合法	中小企業等協同組合法	特定非営利活動促進法
設立	準則主義	認可主義	認証主義
事業	労働者派遣事業を除いて制限なし	制限なし	特定非営利活動（法に定める20分野）
出資	○	○	×
剰余金配当	できる （従事分量による）	できる （出資額及び従事分量による）	できない